

教育厚生委員会会議録

日時 令和7年6月23日（月） 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午前11時55分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 小沢 栄一
副委員長 福井 太一
委員 卯月 政人 寺田 義彦 長澤 健 土橋 亨
浅川 力三 白壁 賢一 渡辺 淳也

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育長 荻野 智夫 教育次長 佐々木 邦彦 教育監 秋山 克也
教育監 高見澤 圭一 次長 望月 勝一 副参事 矢崎 孝
総務課長 岩出 修司 教育企画室長 石原 武人
福祉給与課長 一瀬 清 学校施設課長 長坂 嘉久 義務教育課長 望月 俊孝
高校教育課長 大久保 雅司 特別支援教育・児童生徒支援課長 玄間 修
社会教育課長 穴水 美奈子 保健体育課長 山本 晃司
全国高校総体推進室長 平子 順一

感染症対策統括官 佐野 満
福祉保健部長 植村 武彦 福祉保健部理事（次長事務取扱） 若月 衛
福祉保健部次長 大森 栄治
福祉保健部参事（衛生薬務課長事務取扱） 内田 裕之
福祉保健部参事（健康増進課長事務取扱） 知見 圭子
福祉保健総務課長 佐原 淳仁 健康長寿推進課長 谷口 順一
国保援護課長 内藤 浩 障害福祉課長 平田 祐二
医務課長 清水 康邦 感染症対策監 宮澤 健一

議題

（付託案件）

第81号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

請願第5－12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」提出を求めることについて
請願第7－1号 2024年度ゆきとどいた教育を求めることについて
請願第7－2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第5－12号及び請願第7－1号については継続審査すべきものの、請願第7－2号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時2分まで教育委員会関係の審査を行い、途中休憩を挟み、午前11時16分から午前11時55分まで福祉保健部関係の審査を行った。

主な質疑等 教育委員会関係

※第81号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

長澤委員 （不登校児童生徒学習機会創出モデル事業費について）
課別説明書、教の7ページの不登校児童生徒学習機会創出モデル事業費について伺います。
知事の所信での、「フリースクールを視察した際、子供たちの姿に小さな意志と希望が静かに確かに息づいていた」という言葉を思い出しました。私も、誰一人取り残さないという知事の思いに共感しております。
そこで、まず1つ目ですけれども、県が本事業を実施するに至った経緯をお聞かせください。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 県では、不登校の児童生徒に対して、多様な居場所や教育機会の創出を目指しております。フリースクールなど学校以外の民間施設を利用する児童生徒は、自分のペースで学習や生活を進めながら社会とのつながりを築いております。
このような児童生徒に対しては、ICTを活用した課題解決型の学習、いわゆるPBLによる探究的な学びが有効であると考え、今回、その方法や内容について検証することとした次第です。

長澤委員 では、不登校児童生徒の学びの機会創出モデル事業の内容についてお聞かせください。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 今年度は、フリースクール等を会場として、2回のワークショップを開催する予定です。対象は、小学校高学年から高校生までの児童生徒を想定しております。
ワークショップでは、ウェブデザインの映像制作などの分野から自分の興味に合ったコースを選び、オリジナル作品の作成に取り組む1日の体験型のプログラムを実施する予定です。
参加児童生徒の不安を軽減するためにも、普段の生活場所を中心に会場を設定し、年齢の近い大学生が講師を務めるDX人材育成エコシステム事業のノウハウを活用して、本事業を展開してまいります。

長澤委員 不登校児童生徒の主体的な学びの力を育み、社会との接点を築くことになることを大いに期待していますけれども、最後に、県では本事業によりましてどのような効果を期待しているのか、聞かせてください。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 本事業を通して多様な学びの機会を提供することで、児童生徒が自分に合った学びを主体的に選択できるようになり、その選択の幅を広げていくことを目指しております。

ワークショップを体験した児童生徒自身や児童生徒が通うフリースクール等の職員を対象にアンケートを実施し、学校外での学びの方法や内容について検証してまいる所存です。

また、本事業をきっかけにDXに関心を持った児童生徒には、DX人材育成エコシステムの上位プログラムを紹介し、さらなる学びへの参加を促進していく所存です。

寺田委員 教の7ページ、いじめ・不登校対策事業費のマル新、スクールソーシャルワーカー養成事業費についてお伺いします。

私自身、2月定例会でいじめ問題も取り上げさせていただきましたけれども、不登校や家族の介護等、多くの課題を抱える児童生徒を取り巻く環境の中で、スクールソーシャルワーカーの役割は近年、非常に増していると承知しております。そういった中で、スクールソーシャルワーカーの充実・増員は課題だと思っておりますし、様々な場面で充実を期待されていると承知しております。

そこで、本スクールソーシャルワーカー養成事業費の意義、そして意図をまずお聞かせください。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 スクールソーシャルワーカーは、家庭とのつながり、学校とのつながり、また様々な子供たちを支える諸機関とのつながりをつくっていく職種であると思います。

議員の御指摘のとおり、様々な課題を抱えている子供たちの早期解決に向けて機能するように、スクールソーシャルワーカーを充足させることが適切だと思っております。

また、学校の教職員の対応が困難である事案に対して、その機能が発揮されるものと承知しております。

寺田委員 本事業では、スクールソーシャルワーカーの増員に向けた研修会を開催するという御説明でありましたけれども、具体的にどのように取り組んでいくのか、お伺いします。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 スクールソーシャルワーカーの養成研修に関しましては、山梨県における具体的な支援の実例等を用いたワークショップのような形で、より実践的な研修を行えるように考えております。期間としては、3日間の講義を1セットとして、2セットの研修会が行えるように想定しています。

寺田委員 ワークショップ形式で3日間、それを2セットとした研修会を開いていくことを確認できました。

本会議でもそのような御答弁があり、先ほどの説明でもありましたけれども、本事業を通して、個々のスクールソーシャルワーカーの能力の充実はもちろん、増員を目指していくというところで、どれぐらいの数を想定しながら目指していくのか、増員計画等がありましたらお聞かせください。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 現在、全県に15名のスクールソーシャルワーカーを配置しております。スクールソーシャルワーカーの配置に関しては、文部科学省で全中学校区に1名配置することが望ましいとされています。

これを一つの目安としますと、本県におきましては68名程度のスクールソ

ーシャルワーカーが必要になってくることとは思いますが、今後、実施されます長期欠席児童生徒の家庭状況実態調査の結果や現場のニーズ調査の結果を踏まえまして、本県の実態を踏まえた適切な人数を検討してまいりたいと思っております。

寺田委員 現在15名というところを、適正人数である68名を目標として充実していくと伺いました。

スクールソーシャルワーカーは守備範囲も広く、非常に多くの場面で必要とされていると思いますので、本事業を通してさらなる充実が図られていくことを御期待申し上げて質問を終わります。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 委員から御指摘いただきましたとおり、スクールソーシャルワーカーの必要性は大変認識しているところです。今後の調査等を踏まえながら、ニーズにしっかりと応えられるような配置等を考えてまいります。

福井副委員長 関連して伺います。

私の本会議一般質問の中でも、知事答弁で増員を図っていくということでした。先ほど、玄間課長のお話の中では、15名から、文部科学省の示している全中学校区に1名というところであれば68名というところです。4倍強ということですが、具体的にはいつ頃から増員をしようという計画なのか。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 先ほど申し上げたとおり、必要な人数等を精査しているところです。それに合わせまして、できるだけ早い段階での取組ができるように、検討を進めていきたいと思っております。

福井副委員長 できるだけ早い段階ということですが、やはり非常に困っていらっしゃる児童生徒、そして保護者の皆さん、教職員がいっぱいいますので、できれば年度内に増員いただけるように進めていただきたいと思います。

増員に向けた研修会ということなので、新たに増員をする方々を対象にということなのか、今いる15人のスクールソーシャルワーカーへの研修なのか、もう少し詳しく教えてください。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 現在、務めていただいている15名のスクールソーシャルワーカーの皆様には別途研修等がございます。ここでいう増員のための養成研修は、新たにスクールソーシャルワーカーを増員するためのものです。

スクールソーシャルワーカーの応募資格がある方を対象に研修を行いたいと思っております。スクールソーシャルワーカーの応募資格につきましては、社会福祉士または精神保健福祉士の資格、また教職員としての5年以上の経験が要件になっておりますので、そうした方を対象とした研修を考えています。

福井副委員長 具体的に、定員についてはどれぐらいを想定していますか。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 先ほど申し上げたとおり、3日間の研修を2セットと考えておりますが、それぞれの研修に30名程度の定員を想定しております。

福井副委員長 ということは、マックスで60人が新たに候補者となるということですから、最大でも75人と考えておけばよろしいでしょうか。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 スクールソーシャルワーカーの募集に関しては、県の会計年度任用職員の募集のタイミングでの採用になりますので、できるだけ研修を受けていただいた方に応募していただけるよう努めてまいりたいと思っております。

福井副委員長 中学校区ごと1名で、全県で68名、これは最低限だと思いますけれども、私はできればもう少しの増員をお願いしたいと考えております。ぜひ、その体制で準備を進めていただきたいと思いますと思いますが、それを最後にお伺いして終わります。

玄間特別支援教育・児童生徒支援課長 先ほども申し上げましたが、これから行われます不登校と長期欠席児童生徒の家庭の実態調査、また現場のニーズ調査等を踏まえながら、適切な数字を検討してまいりたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第7－1号 2024年度ゆきとどいた教育を求めることについて

意見

寺田委員 私は、当請願については継続審査とすることが適当と考えます。
理由は、まず少人数学級につきましては、県で25人学級を令和7年度から小学校5年生、令和8年度からは小学校6年生に導入することとされておりまして、今後、その効果の検証等を踏まえた上でさらに検討していく必要があると考えております。
また、高等学校の在り方及び知的障害特別支援学級の過大・過密化につきましては、県では県立高等学校長期構想などに基づいて現在対応しており、教育環境の整備・充実に努めているものと承知しております。
そして、高等学校授業料無償化につきましては、現在、就学支援金制度によって私立学校授業料の実質無償化が図られているところであります。また、国では今年度、高校生等臨時支援金制度の創設により、所得制限の一部を事実上撤廃するなど、制度の拡充を進めているところであります。
したがって、これらの状況を見守りつつ、国の動向をしっかりと注視していく必要があるため、継続審査とすることが妥当だと考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第7－2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図ることについて

意見

長澤委員 本請願について、採択すべきとの立場から意見を述べます。

今、学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働など課題が山積しています。教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況であると私は思います。

また、カリキュラム・オーバーロードとは、現行の学習指導要領に定める授業数と学習内容が多くなって、児童生徒と教員に過大な負担がかかる状態のことを言いますけれども、これを早期に改善することが喫緊の課題となっています。

教職員の働き方改革と長時間労働是正を実現するためには、教職員定数の改善と次期学習指導要領の内容の精選が不可欠であると考えます。

一方で、義務教育は、国が必要な財源を保障することによって、教育の機会均等と教育水準の維持向上が図られるものであります。そのため、財政面での国の責務を明らかにし、確実に財源が保障されるよう国に求めていく必要があると考え、本請願は採択が必要であると考えます。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑に先立ち、執行部から第77号議案「山梨県職員の育児休業等に関する条例等改正の件」について当委員会の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

(教職員の休暇制度の充実について)

福井副委員長 7項目質問します。

まず、教職員の健康と就業継続支援の観点から、休暇制度の充実ということについて伺います。

鳥取県では、更年期障害を理由とした特別休暇を年5日設ける制度が導入されていて、厚生労働省も更年期休暇の創設を企業に向けて推進しています。男女問わず、一定の年齢層に心身の不調が出る可能性がある中、本県でも、誰もが働き続けやすい環境整備の一つとして、更年期障害に対応した休暇制度の新設が必要だと考えます。

また、生理休暇についても、制度の名称が心理的障壁となっているという声があることから、PMSや更年期等も含む、より柔軟な制度設計を検討すべきではないかと考えますが、御所見を伺います。

望月義務教育課長 誰もが働きやすい環境を整備することは大変重要だと考えております。新たな休暇制度の導入などにつきましては、現在の教職員の休暇取得状況を踏まえ、他の自治体の先進例を参考にいたしまして、今後の必要性を見極めながら調査研究を進めてまいりたいと思います。

(定年延長に伴う60歳超の教職員の処遇について)

福井副委員長 続いて、定年延長に伴う60歳超の教職員の処遇について伺います。

同一労働同一賃金の観点から、給与が7割であることに対し、実際は担任や部活動など通常業務を継続しているため、現行の処遇は実態に合っていないと考えます。教職員不足の現状を踏まえ、離職者を増やさないためにも、60歳超の教職員の労働条件、処遇改善は喫緊の課題であると捉えています。

経験や専門性を生かし、持続可能な働き方を実現するため、職務内容の見直しや配置の工夫、生涯賃金の改善、多忙化解消を含めた制度充実が必要と考えますが、御所見を伺います。

望月義務教育課長 現場では、教員不足の現状もあり、60歳を超える教職員がこれまでと同じ働き方を行っている実情があると承知しております。

今後、教員不足や多忙化の解消に向け取り組んでいくとともに、60歳を超えた教職員が豊かな経験と専門性を生かした持続可能な働き方ができるよう、配置の工夫に努めてまいります。

一瀬福利給与課長 職員に対しては、60歳以降の勤務条件の情報を提供するとともに、勤務の意思確認や、職員の希望により短時間勤務の職務に従事することも可能とするなど、職員の多様な選択を可能としております。

国家公務員の定年引上げによる60歳超の7割措置につきましては、現時点での民間企業における高齢期雇用の実情を考慮し、再雇用の従業員を含む正社員全体の給与水準を参考に、当分の間の措置として設定されているものです。

なお、この当分の間の措置とされた給与制度につきましては、国家公務員における検討の状況を注視し、必要な見直しを実施してまいります。

福井副委員長 実際、現場では60歳を過ぎてから、「昨年度と全く同じ働き方をしている7割の給料で働き続けるのは自信がない」と言われる方が非常に多いと私は認識しています。

この制度は、国が導入した制度であり、導入当初から問題点を数多く指摘させていただいておりますが、やはり実際に運用されてきて、このような声も現場から非常に多く上がっていると考え、一日も早く65歳を頂点とするような給与カーブの見直しを国に対してしっかり求めていかなくてはならないと考えております。

その上で、現場の60歳を超えた方々の多様な働き方といいますが、実際、学校現場では担任が足りないというところで、やはり60歳を超えた方々にやっていただかざるを得ないような現状があるということなので、そのあたりをしっかりと考えていただいて、配置の工夫ということもありますが、誰もが働きやすい職場環境を整えていただきたいと思います、次の質問に入ります。

(学校事務職員の採用について)

学校事務職員の採用について伺います。近年、採用状況を見ると、採用倍率はおおむね10倍を超える状況にあると認識しています。人材の確保という点では一定の成果が出ているのではないかと考えています。

一方で、採用後の早期離職やモチベーションの維持といった課題が指摘されていて、今後は人材の定着、それとキャリア形成支援がより重要になってくると考えます。

そうした観点から、他県の採用状況や県内行政職の制度とも照らし合わせて、大学卒業程度を対象とした採用区分の創設を検討することは、職域の専門性を高め、将来像を描きやすい制度設計につながるのではないかと考えます。待遇面のバランスを図るとともに、職業としての魅力向上にも資すると考えます。

学校現場の安定運営を支える専門職として事務職員の役割が今後さらに重要性を増す中、離職を防ぎ、長く働き続けられる環境の整備という観点から、採用区分の在り方を含めた今後の方針について、見解をお尋ねします。

望月義務教育課長 近年では、学校事務を志願する大学卒業者の方が一定数おり、昨年度、学

校事務職員志願者倍率が1.1倍を超えていることから、優秀な人材の確保ができていないと認識しております。なお、事務職員の早期離職ですが、現在、増加傾向にはないところです。

また、大学卒業程度を対象とした新たな採用区分の創設につきましては、今後の必要性を見極めながら、調査研究してまいりたいと思います。

福井副委員長 必要性を見極めて調査研究というフレーズは過去もいろいろなところで聞いてきたと思いますが、やはり県の行政職との給与の均衡を図るべきだと考えております。

(学校事務職員の昇任に係る職務給ごとの在職年数等の要件について)

その上で、次の質問、学校事務職員の昇任に係る職務給ごとの在職年数等の要件について伺います。

近年、事務幹への昇任者が地区内におらず、郡市をまたいでの配置も見られる中で、地域理解が求められる職種としての特性と昇任の要件設定の在り方に課題があると感じています。

また、法改正以降、事務長や室長といった総括者を中心とする体制整備が進む一方、昇任基準や人事評価の給与反映においては、県行政職員との格差や最高号給到達者の昇給停止による意欲低下といった実態もあります。

教職員全体の処遇改善が求められる中で、学校事務職員の職務・責任に見合った処遇が確保される必要があると考えますが、在職年数等の昇任要件を含め、今後の対応について見解をお聞かせください。

望月義務教育課長 学校事務職員の校務運営への主体的な参画や共同学校事務室の設置など、学校事務職員の果たす役割は重要であり、地域に対する理解の深い事務職員の適正な配置に努めております。

学校事務職員の昇任につきましては、地区の実情、年齢、経験年数、勤務実績、また個人の考慮すべき状況等の視点から進めているところでございます。

一瀬福利給与課長 給与面の処遇につきましては、職務給の原則から、職務・職責に応じた給与を支給しております。

また、給料表の種類、級・号給、給料月額の設定のほか、人事評価結果の給与への反映を含め、本県の給与制度は地方公共団体における人事行政の公正な運営を確保するため、独立した中立的専門機関として設置された人事委員会からの勧告を踏まえ構築された制度となっているところです。

今後とも、本県の実情、他県での取扱い等を研究し、人事委員会と共に適切な給与制度を構築してまいりたいと思っております。

(学校事務職員の時間外勤務手当と労働環境の実態把握について)

福井副委員長 次に、学校事務職員の時間外勤務手当と労働環境の実態把握について伺います。

6月9日付で各教育事務所長から学校長宛てに、令和7年度時間外勤務手当の内示として、事務職員の時間外勤務手当の内示時間数が1年間で6.6時間と示され、実績時間が内示時間を超えないよう管理を徹底するよう通知が出されました。

しかし、現場からは、この内示時間を大きく超える長時間勤務が常態化しながらも、内示時間の枠を超えたために実際の勤務時間が申告できず、サービス残業や勤務時間の偽装申告が疑われるとの声も寄せられています。特に、夜遅くまで勤務する事務職員もおり、労働基準上、大きな問題と認識しています。

そこで質問します。まず、この66時間の内示時間数設定の根拠と目的は何か。実態に即した適正な時間設定となっていると考えるのか、県の見解をお聞かせください。

岩出総務課長 内示時間数につきましては、前年度の時間外勤務の実績を踏まえながら予算を計上させていただいているところです。基本的に時間外勤務命令につきましては、学校長がその必要性を判断し、適切なマネジメントの下、管理をしていただくものと考えております。

福井副委員長 次に、実態として内示時間を超える時間外勤務が常態化している場合、どのような対応を考えているのか。サービス残業、偽装申告が疑われる現状について、労働実態の正確な把握と改善に向けて、具体的にどのような対策を講じているのか伺います。

岩出総務課長 繰り返しとなりますけれども、時間外勤務につきましては、学校長がその必要性を判断し、適切なマネジメントの下、命令を出していただくものと承知しております。各学校長には、昨年度策定しました働き方改革取組方針などを参考に、業務の改善等に取り組んでいただきたいと考えております。

その上で、真に必要な時間外勤務につきましては追加の配当などを行うなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

福井副委員長 学校長から上げられた報告によって時間が決まっているということですが、実際に事務職員が記録している時間と申請する時間には乖離があると、私は承知しているのですが、そちらについては県としてどのように捉えていますか。

岩出総務課長 各学校におきましては、校務支援システムで管理している在校等時間数などを活用して、客観的な勤務時間の把握をしていただく必要があろうかと考えております。

その上で、各学校長には、このデータなどを活用して業務管理、マネジメントなどに活用していただきたいと考えております。

福井副委員長 ということは、県としての通知は内示時間を超えないよう適切に執行とありますが、校長の判断で、真に必要な時間外勤務ならば、命令して内示時間を上回ることにについては致し方ないということでしょうか。

岩出総務課長 委員がおっしゃられましたように、真に必要であれば、それは当然のことながら、命令をしていただくということになります。

当然のことながら、先ほど委員が御指摘されたように内示時間は66時間になっておりますので、足りないということがあれば、協議をいただくということになろうかと思えます。

福井副委員長 私からもしっかりと現場校長にも伝えながら、真に必要な時間についてはしっかり命令をしていただけるようお願いをしていきたいと思えます。

(妊娠中の教職員に対する校外指導の免除に関わる代替制度の確立について)

続きまして、妊娠中の教職員に対する校外指導の免除に関わる代替制度の確立について伺います。

校外学習や修学旅行など体力的負担の大きい業務は、妊娠教職員にとって大きな不安要素となっており、特に養護教諭の場合、代替が難しい実態がありま

す。現状では、市町村が予算を工夫して、有資格者を探したり近隣校と調整して対応したりするなど、各校が個別に対応せざるを得ない状況です。

しかし、教職員の年齢構成や働き方を考えると、妊娠中の教職員が安心して勤務を継続できる環境整備は今後さらに重要性を増すと考えます。校外指導の代替を前提とした仕組み、例えば学校に妊娠教職員が残り、有資格者が引率を担うなど、制度的に県が支援できる枠組みを構築すべきではないかと考えます。

市町村の財政力に依存する形では、命に関わる対応に格差が生じるおそれがあります。県として、教職員の安全と命を守る代替制度をどのように構築してこうと考えているのか、見解をお聞かせください。

望月義務教育課長 校外学習や修学旅行などの業務において、妊娠中の養護教諭の代替を確保することは特に難しい状況だと認識しております。

現在、市町村や各学校がそれぞれ工夫して対応していただいております。ですが、県としても、この課題を重要なものとして認識しております。そのため、代替制度の整備に向けて、調査研究を継続してまいりたいと思っております。

福井副委員長 これだけ少子化が叫ばれている中、安心して働ける環境を整えることは非常に重要でありますし、普通の担任の教員の場合、妊娠が発覚したときから体育代替ということは確保され、体育の授業をしなくてもよいという形になっています。これは養護教諭も同じでありますので、ぜひ、調査研究どころではなくて、しっかりと前に進めていただきたいと思って、最後の質問に移ります。

(栄養教職員の配置基準の見直しと県費による配置の拡大について)

栄養教職員の配置基準の見直しと県費による配置の拡大について伺います。

現行の定数法による配置基準は、1958年に策定されたものであり、当時の給食実施と栄養摂取という2つの目的に特化したものです。

しかし、現在、給食管理や徹底した衛生管理に加え、増加する食物アレルギーへの対応、学校における食育の推進、地産地消の推進、また食品ロスなど環境問題への対応など、栄養教職員の業務は複雑多岐にわたっていて、実態と制度の乖離が大きくなっています。中教審答申でも、こうした現代的課題に対応する栄養教職員の役割の強化と配置基準の引下げが必要と明記されています。

県におかれては、全国的な制度改正の働きかけを継続していただきつつ、現行の加配の維持・拡充に加え、県費単独による学級数を基準とした配置の拡大を検討すべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

岩出総務課長 栄養職員につきましては、委員御指摘のとおり、国の定数の範囲内で配置をしているところです。委員からも御指摘がございましたように、必要性等につきましては当然のことながら我々も感じていますので、今後も引き続き国に対して定数改善が行われるよう要望してまいりたいと考えております。

福井副委員長 課長、今、栄養職員とおっしゃいましたが、栄養教職員でよろしいですか。

岩出総務課長 申し訳ございません。言い間違いでございます。栄養教職員でございます。

福井副委員長 県費単独による、学級数を基準とした配置の拡大を検討すべきではないでしょうかということについても見解をお聞かせください。

岩出総務課長 この点につきましては、現状でいきますと、研究などをしていくという程度

にしか申し上げられないところかと思います。基本的には、定数法の中で対応しておるところでございますので、改善要望など、引き続き行っていきたいと考えております。

主な質疑等 福祉保健部関係

※第81号 令和7年度山梨県一般会計補正予算（第2号）第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの及び第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（ケアラー交流支援事業について）

寺田委員 まず、課別説明書、福の5ページ、ケアラー対策に関する事業費についてお伺いします。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、社会保障制度や医療・介護体制に深刻な影響が出るであろうと言われている2025年問題が今年です。

本県においても、家族の介護や看護を必要とするケアラーの方々が県民の4人に1人を占める状況になっており、介護需要の急増に伴うケアラーの問題は今後ますます深刻化することが予想されます。

特に、ケアラーの中には、支援を受けられずに孤立してしまう方々も少なくありません。こうした孤独・孤立を防ぐためには、ケアラー対策を重点的に進めていく必要があると思っております。

先般、知事の所信表明におきましても、ケアラー対策の重要性について言及がありました。そのため、ケアラー同士が集まる交流会の開催、土日や祝日にもアドバイスを受けられる電話相談窓口を新たに開設する旨も所信において示されたところであります。

そこで、ケアラーに関する事業について、何点かお伺いします。

まず、ケアラー交流支援事業は、昨年度実施されたケアラー実態調査の結果を踏まえ、どのような経緯と背景で事業化したのか、お伺いいたします。

谷口健康長寿推進課長 昨年度実施いたしましたケアラー実態調査の結果によりますと、ケアラーが必要としている支援は、まず相談できる人や場所があることが57.5%、ケアをしている人同士の交流の場を求めているのが14.0%と回答されているところでございます。

このケアラー実態調査の結果から、ケアラーが気軽に相談できる相談の場所や同じ立場にある方との交流の場が必要ということが明らかになったところです。

このため、ケアラーが一人で抱え込むことがないように、孤独・孤立の防止・軽減、さらに精神的な支えとなるよう、ケアラー同士がコミュニケーションを通じまして悩みを共有できる交流の場を設けることといたしました。

寺田委員 背景について確認できました。

交流の場ということでありますけれども、具体的にどのような取組を想定されているのか、お伺いいたします。

谷口健康長寿推進課長 まず、交流会につきましては、参加するケアラーの方に自らの体験やアドバイスなどを語っていただきまして、介護をするに当たっての参考として

いただこうと考えております。

交流会については、できるだけ多くの方に参加していただくことを願っておりますので、介護で外出が困難な方や対面では本音を話しづらい方にも配慮し、対面形式に加えまして、オンライン形式でも開催することを想定しています。

また、ケアラーの孤独・孤立を防ぐためには、ケアラーに対する社会全体の理解も必要ですので、ケアラーに限らず、現在介護を行っていない方を対象にシンポジウムを開催することを想定しております。

このシンポジウムでは、介護経験のある著名人などによる講演やパネルディスカッションを通じて、介護に関する知識や経験の共有を図ってまいりたいと考えております。

寺田委員

対面もしくはオンラインも活用しながら同じ立場の方々と交流する、また、現在のケアラーだけではなくて、将来を見据えたシンポジウム等もやっていただくということを確認できました。

ぜひ、多くの方々に交流会、シンポジウムに参加していただければと思っております。やはり、せっかく事業を実施するのでしたら参加していただければ意味がないので、積極的な周知をお願いしたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

谷口健康長寿推進課長 周知の方法ですけれども、例えば、介護福祉相談支援センターや、各市町村の地域包括支援センターの介護全般の相談窓口、さらには認知症に特化した認知症コールセンターの窓口を通じまして、今回のシンポジウムや交流会の案内をしていきたいと思っております。

さらには、県のホームページを通じまして情報発信等を進めていきたいと思っております。

寺田委員

それと、今の事業にも関連するのですけれども、先ほどの実態調査で必要とされている支援として一番目に挙げられていたのが相談場所というところでもあります。そういった中で次の質問ですけれども、ケアラー相談支援強化事業の狙いと具体的な内容について伺いたします。

谷口健康長寿推進課長 相談窓口につきましては、先ほど申し上げたとおり、幾つかの相談窓口がございます。

しかしながら、これらの相談窓口につきましては、平日・日中の開設となります。当然ながら、仕事を持つケアラーの方にとっては、平日の日中、相談の時間を確保することが難しいといった問題がございました。

このため、新たに土日祝日にも対応可能な電話相談窓口を開設します。

相談窓口につきましては、当然、土日祝日でも仕事をしている方もいらっしゃると思いますので、開設時間については夜9時まで対応するほか、専門的な見地からの助言や支援が受けられるよう、介護支援専門員や保健師などの専門職を配置することを想定しています。

この専門職員が、受けた相談内容に応じてそれぞれ地域包括支援センターや認知症家族の会など、必要な機関につなげられるようにしていきたいと思っております。これにより、ケアラーの不安や負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

寺田委員

土日祝日でも相談場所があるということは、昨今非常に問題となっている、いわゆるビジネスケアラーの方々にとって、非常に助かることだと思います。

ケアラーの負担軽減についてはまさに喫緊の課題であり、本県においても、

誰もが安心して介護に向き合える社会の実現に向けて、ますます対策が重要になってくると思います。

ぜひ、当局の皆さんには現場の声を丁寧に受け止めながら、実効性ある支援策を着実に進めていくことが大切だと思いますが、最後に御所見をお伺いして、質問を終わります。

谷口健康長寿推進課長 ただいま、現場の声を丁寧に聞きながら実効性のある支援をつなげてくださという、大変ありがたいお言葉をいただき、ありがとうございます。

県といたしましても、孤独・孤立の防止というところも踏まえて、ケアラー同士がつながって、社会全体でケアラー支援につながる、ケアラーに対する理解を深めていくというところを全体の目標としております。こういった交流の場やシンポジウムを通じまして、ケアラーの負担軽減に努めていきたいと思っております。

(ケアラー支援機関連携強化促進事業費について)

福井副委員長 福2ページ、ケアラー支援機関連携強化促進事業費のところに、研修会開催とありますが、この研修会を開催する背景について、まず教えてください。

佐原福祉保健総務課長 事業実施の経緯でございますが、昨年度、県が実施しましたケアラー支援に係る実態調査の中で、各支援機関から課題が複雑化・複合化していて対応が難しい、支援ニーズの把握が難しくなっている、さらには支援につながるということが難しいといった回答をいただいております。

このような調査結果から、地域課題が複雑化・複合化する中で、支援機関においては、それぞれの分野を超えた対応ですとか、あるいは職員のスキルアップといったことが連携強化として必要だということを考えまして、事業化、予算化するものでございます。

福井副委員長 ヤングケアラーについては、子供たちと一番接しているところでいえば、教育機関だと思うのですが、その支援機関の中に学校は含まれるのかどうかということをお伺いします。

佐原福祉保健総務課長 事業内容の想定といたしましては、高齢者分野、障害者分野、また生活困窮分野といった支援機関、または市町村社会福祉協議会などを想定しています。

学校そのものは支援機関という位置づけではございませんが、そういった相談窓口を通じましてヤングケアラーの相談を受ける場面もあろうかと思っておりますので、この事業といたしましては、ヤングケアラーが相談に至らないという考え方ではございません。

福井副委員長 学校の教職員は気づきはするとは思いますが、そこからどの機関につなげるのか、それはスクールソーシャルワーカーの活用の仕方にもよりますが、そういう様々な機関との連携の促進という面では、学校現場の声もしっかりと把握しながら、この研修会を進めていっていただきたいと思いますが、御所見をお伺いします。

佐原福祉保健総務課長 福井委員のおっしゃるとおりでございますが、ヤングケアラーに関しましては学校現場の声も非常に重要なもので、欠かせないものと考えております。

研修実施に当たりましては、委員御指摘のとおり、現場の声、スクールソー

シャルワーカーなどのルートも活用しながら、適切に対応していきたいと考えております。

(災害時歯科保健医療提供体制強化事業費補助金について)

福井副委員長 次に、福の11ページのマル臨、災害時歯科保健医療提供体制強化事業費補助金のところですが、ここでの携帯型歯科用ユニットについて、少し詳しく教えてもらえますか。

清水医務課長 携帯型歯科用ユニットですが、歯科治療ができる器具になりまして、例えば歯を削る回転器具であったり、スリーウェイシリンジといって、水や空気が出たり、スプレーできたり、バキュームといいまして唾を吸引するというような、一般的な歯科治療に使う器具がコンパクトタイプになって運べるようになっていいます。

福井副委員長 快適な避難所運営についてもそうですが、このように被災者の方々が安心してそこで治療を受けられる体制が整えられるということは非常に大きいと思いますので、歯科に限らず、こうした体制を整えていただきたいと思います。最後に御所見を伺って終わりにします。

清水医務課長 今回は県歯科医師会に対する補助になりますが、その他にも、例えばDMA Tに対する補助であるとか、災害拠点病院に対する補助を行ってまいりましたので、今後も引き続き、国の予算などの状況も見ながら、本県としても手当をしていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5-12号 「現行の健康保険証の存続を求める意見書」提出を求めることについて

意見

長澤委員 この意見書は令和5年の9月定例会で提出されて以来、令和7年2月定例会までいずれも継続審査となっている案件であります。

国では、令和6年12月2日以降、マイナ保険証による受診を原則としています。

その一方で、発行済みの保険証を1年間有効とする経過措置を設けるとともに、マイナ保険証のない被保険者には紙の資格確認書を交付することとして、全ての被保険者に切れ目のない医療が提供されるよう運用体制を整えているところです。

また、医療機関等の窓口において、万が一、機器不良等のトラブルでオンラインによる資格確認ができない場合に備えて、本人の申立てによって受診できる仕組みを構築して、安心して医療を受けられるよう対策を講じております。

こうした状況を踏まえ、今後も国の動向等を注視していく必要があるため、継続審査とすることが適当と考えます。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(フッ化物洗口普及促進事業について)

福井副委員長 昭和町をモデル地域として、フッ化物洗口普及促進事業が行われておりますけれども、5月に保護者への説明会が開催され、6月からは実際の洗口が始まっていると思います。これまでの事業の実施状況について教えてください。

知見福祉保健部参事 フッ化物洗口普及促進事業は、昭和町で今年度から実施しております。福井委員御指摘のとおり、この事業の説明会を、対象となる昭和町の4年生の保護者の方々に2回実施しております。5月に2回実施をしておりまして、37組の親子が出席してくださっております。

事業につきましては、6月1日から各歯科医院で実施をしているところですが、250人対象のうち、現在67人がこの事業に参加をしております。そして、協力してくださる歯科医院が25か所という状況になっております。

67人の参加ということで、まだまだ人数的には少ないと感じておりますが、これまで昭和町の御協力の下、個人に通知を出させていただいたり、昭和町のSNSを通じて周知を図ったり、その他、チラシ・ポスター等を通じて周知をしているところです。まだまだ少ないので、今後さらに周知の仕方を検討していく予定です。

また、既に学校歯科検診も終了しておりますので、そこから歯科医院を受診する子供さん方もいらっしゃると思いますので、そのようなお子様方、保護者の方にも歯科医から声かけをしていただくような取組も考えております。

福井副委員長 ということは、67人が継続して、さらに途中から新規での参加も受け付けていくということでしょうか。

知見福祉保健部参事 この事業につきましては、随時受け付ける形になっておりますので、事業を通じて口コミで広がったり、効果を実感されている親御さんからさらに広がっていけばよいと考えているところです。

その他 ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。
・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を令和7年9月1日から3日に実施することとし、詳細については後日通知することとされた。

以 上

教育厚生委員長 小沢 栄一